

○アートプラザ条例施行規則

平成 9 年 1 2 月 2 2 日

教育委員会規則第 1 1 号

改正 平成 1 4 年 3 月 2 8 日教委規則第 9 号

平成 1 6 年 2 月 2 5 日教委規則第 4 号

平成 1 8 年 9 月 2 8 日教委規則第 2 0 号

平成 1 9 年 3 月 2 8 日教委規則第 5 号

平成 2 0 年 1 月 3 1 日教委規則第 1 号

平成 2 3 年 3 月 2 9 日教委規則第 7 号

平成 2 8 年 3 月 1 4 日教委規則第 4 号

令和 5 年 2 月 2 2 日教委規則第 1 号

令和 6 年 1 2 月 2 5 日教委規則第 1 2 号

令和 8 年 3 月 2 7 日教委規則第 3 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、アートプラザ条例（平成 9 年大分市条例第 2 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、アートプラザ使用許可申請書（様式第 1 号）を教育長に提出しなければならない。

2 申請者は、許可された事項を変更するときは、アートプラザ使用変更許可申請書（様式第2号）を教育長に提出しなければならない。

3 第1項の申請は、使用しようとする日の属する月前6月以内に限るものとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（平23教委規則7・令5教委規則1・一部改正）

（使用の許可）

第3条 教育長は、前条第1項及び第2項の申請者に対し使用等の許可をしたときは、アートプラザ使用許可書（様式第3号。以下「使用許可書」という。）を申請のあった日から10日以内に当該申請者に交付するものとする。

（令5教委規則1・令6教委規則12・一部改正）

（連続使用の制限）

第4条 アートプラザを連続して使用できる期間は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

区分	期間
市民ギャラリー	15日
アートホール	15日
研修室	3日
実技室	3日

（令5教委規則1・一部改正）

(使用許可書の提示)

第5条 第3条の使用等の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、アートプラザを使用しようとするときは、使用許可書を職員に提示しなければならない。

(令6教委規則12・一部改正)

(電子情報処理組織による手続の特例)

第5条の2 電子情報処理組織を用いてアートプラザの使用等の許可をする場合にあっては、次に掲げる手続については、これを省略することができる。

(1) 第2条第1項及び第2項の規定による申請書の提出

(2) 使用許可書の交付

2 前項第2号の規定に基づき使用許可書の交付を省略した場合にあっては、前条の規定による使用許可書の提示については、職員の使用者に対する確認をもってこれに代えるものとする。

(平14教委規則9・追加、令6教委規則12・一部改正)

(電子情報処理組織による使用料の納付日)

第5条の3 条例第3条第2項ただし書に規定する規則で定める日は、アートプラザの使用の許可を受けた日の属する月の翌月の末日までの日であって、教育長が別に定める日とする。

(平14教委規則9・追加、平16教委規則4・平20教委規則1・

平28教委規則4・令6教委規則12・一部改正)

(使用料の還付)

第6条 条例第5条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 天災地変その他使用者の責めに帰すことができない理由により使用できなくなったとき。 全額
- (2) 条例第9条の規定により使用の許可を取り消したとき。 全額
- (3) 使用者が使用期日前7日（市民ギャラリー及びアートホールについては30日）までに使用の取消しを申し出た場合において、教育長が相当の理由があると認めたとき。 半額

2 使用者は、前項の規定により使用料の還付を受けようとするときは、アートプラザ使用料還付申請書（様式第4号）を教育長に提出しなければならない。

(使用者及び入場者の遵守事項)

第7条 アートプラザの使用者及び入場者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可なくして物品の販売又はこれに類する行為をしないこと。
- (3) 許可なくして、壁、柱、扉等に貼り紙をし、又は立て看板等を取り付けないこと。
- (4) その他職員の指示する事項

2 使用者は、前項に規定することのほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 建物、設備、器具及び展示品等（以下「建物等」という。）を汚損し、毀損し、若しくは滅失し、又は入場者に建物等を汚損し、毀損し、若しくは滅失させないこと。
- (2) 収容人員は、当該施設の所定人数を超えないこと。
- (3) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- (4) 入場者に前項に規定する事項を遵守させること。

（令 5 教委規則 1 ・一部改正）

（撮影等の許可）

第 8 条 学術研究等のため、アートプラザに展示され、又は所蔵されている作品等の撮影、模写、模造等をしようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

（令 5 教委規則 1 ・一部改正）

（汚損等の届出）

第 9 条 使用者又は入場者は、建物等を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を汚損（毀損・滅失）届（様式第 5 号）により教育長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（令 5 教委規則 1 ・一部改正）

（使用後の点検）

第10条 使用者は、アートプラザの使用を終えたときは、直ちに職員の点検を受けなければならない。

(開館時間)

第11条 アートプラザの開館時間は、午前9時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(令5教委規則1・一部改正、令8教委規則32・一部改正)

(休館日)

第12条 アートプラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 毎月の第2月曜日。ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律

(昭

和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当

たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とす

る。

(2) 12月28日から翌年1月3日まで

(平19教委規則5・全改、令5教委規則1・一部改正、令8教委規

則32・一部改正)

(公告)

第13条 教育長は、条例第13条第1項の規定によりアートプラザの管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者（条例第13条第1項の規定により教育長が指定する者という。以下同じ。）が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間（以下「指定予定期間」という。）
- (4) 条例第13条第3項の規定による申請（以下「指定申請」という。）の方法

- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

（平18教委規則20・追加、令5教委規則1・一部改正）

（指定申請）

第14条 指定申請は、教育長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第13条第4項の申請書は、アートプラザ指定管理者指定申請書（様式第6号）とする。

3 条例第13条第4項の事業計画書その他教育長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度のアートプラザの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、

これらに相当する書類)

- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における法人等の財産目録及び貸借対照表（指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録）
- (4) 指定申請の日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- (5) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 法人等が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

（平 1 8 教委規則 2 0 ・ 追加、令 5 教委規則 1 ・ 一部改正）

（指定管理予定者）

第 1 5 条 教育長は、指定申請をした法人等のうち、条例第 1 3 条第 1 項各号に規定する要件を満たし、かつ、条例第 1 条に規定する設置の目的を達成する上で最も適切と認める者を指定管理者の予定者とする。

2 教育長は、前条第 1 項に規定する教育長が定める期間内に指定申請をした法人等がないとき、又は前項の指定管理者の予定者がないときは、再度、第 1 3 条の規定による公告を行うことができる。

（平 1 8 教委規則 2 0 ・ 追加、令 5 教委規則 1 ・ 一部改正）

（通知）

第 1 6 条 教育長は、条例第 1 3 条第 1 項の規定による指定をしたときは、そ

の旨を指定された法人等に通知する。

(平 1 8 教委規則 2 0 ・ 追加、令 5 教委規則 1 ・ 一部改正)

(協定)

第 1 7 条 教育長は、アートプラザの管理上必要な事項に関し、指定管理者と協定を締結するものとする。

(平 1 8 教委規則 2 0 ・ 追加、令 5 教委規則 1 ・ 一部改正)

(指定管理者に関する読替え等)

第 1 8 条 条例第 1 3 条第 1 項の規定により指定管理者にアートプラザの管理を行わせる場合（以下単に「管理を行わせる場合」という。）における第 2 条、第 3 条、第 4 条ただし書、第 8 条、第 9 条、第 1 1 条第 2 項及び第 1 2 条ただし書の規定の適用については、第 2 条第 1 項及び第 2 項、第 3 条、第 8 条並びに第 9 条中「教育長」とあるのは「条例第 1 3 条第 1 項に規定する指定管理者」と、第 2 条第 3 項ただし書、第 4 条ただし書、第 1 1 条第 2 項及び第 1 2 条ただし書中「教育長が特に必要と認める」とあるのは「条例第 1 3 条第 1 項に規定する指定管理者が特に必要と認める場合において教育長の承認を得た」とする。

2 管理を行わせる場合においては、第 6 条の規定は適用しない。

3 管理を行わせる場合においては、指定管理者は、教育長の承認を得て、この規則に定める様式に所要の変更を加えて使用することができる。

(平 1 8 教委規則 2 0 ・ 追加、令 5 教委規則 1 ・ 一部改正)

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(平18教委規則20・旧第13条繰下、令5教委規則1・一部改正)

附 則

この規則は、平成10年2月1日から施行する。

附 則 (平成14年教委規則第9号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年教委規則第4号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年教委規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年教委規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年教委規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大分市立学校施設管理規則第 6 条の 3 及び大分市スポーツ施設条例施行規則第 6 条の規定にあつては平成 28 年 3 月 1 日以後の使用に係る使用料、改正後の大分市情報学習センター条例施行規則第 5 条及びアートプラザ条例施行規則第 5 条の 3 の規定にあつては平成 28 年 3 月 1 日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の使用又は申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年教委規則第 1 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年教委規則第 12 号）

この規則は、令和 7 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（令 8 教委規則 32・一部改正）

この規則は、令和 8 年 3 月 27 日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

アートプラザ使用許可申請書

年 月 日

大分市教育委員会教育長 殿

申請者 住 所
(所在地)
氏 名
(団体名及び代表者名)
担 当 者 名

電話番号

電話番号

次のとおり使用したいので、アートプラザ条例及びアートプラザ条例施行規則を承諾の上申し込みます。

催物(会議)の名称					
使 用 目 的					
使 用 日	使用時間	施 設 名(人 数)		使用料	計
申 請 者 確 認 欄		合 計			
備 考					

様式第2号(第2条関係)

アートプラザ使用変更許可申請書

年 月 日

大分市教育委員会教育長 殿

申請者 住 所
(所 在 地)
氏 名
(団体名及び代表者名)
担 当 者 名

電話番号

電話番号

アートプラザの使用について変更したいので申し込みます。

変 更 内 容		
区 分	変更前	変更後
催 物（会 議）の 名 称		
使 用 目 的		
使 用 日 時、 施 設 名 及 び 利 用 人 数		

確 認 事 項		申 請 者 確 認 欄	
------------------	--	----------------------------	--

様式第3号(第3条関係)

アートプラザ使用許可書

年 月 日

殿

大分市教育委員会教育長

印

次のとおり使用を許可します。

催物(会議)の名称				
使用目的				
使用日	使用時間	施設名(人数)	計	備考
確認欄		合	計	
注意事項				

様式第 4 号(第 6 条関係)

年 月 日

大分市教育委員会教育長 殿

住所
申請者
氏名
電話番号

アートプラザ使用料還付申請書

アートプラザの使用料について、次のとおり還付を受けたいので申請します。

使 用 許 可 番 号	第 号
使 用 許 可 年 月 日	年 月 日
使用を取りやめた会場の名称	
使用を取りやめた理由	
既納の使用料の額	
アートプラザ条例施行規則第 6 条第 1 項の規定による還付申請金額	

様式第 5 号(第 9 条関係)

年 月 日

大分市教育委員会教育長 殿

住 所
申請者
氏 名
電話番号

汚損(毀損・滅失)届

アートプラザの施設(建物・設備・器具・展示品等)を次のとおり汚損(毀損・滅失)したので届け出ます。ついては、アートプラザ条例第 12 条の規定により指示のとおり賠償します。

- 1 汚損(毀損・滅失)した日時
- 2 汚損(毀損・滅失)した施設(建物・設備・器具・展示品等)の名称及び数量
- 3 汚損(毀損・滅失)の内容又は程度
- 4 賠償額

様式第6号(第14条関係)

年 月 日

アートプラザ指定管理者指定申請書

大分市教育委員会教育長 殿

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名
電話番号

アートプラザ条例第13条第3項の規定により、アートプラザの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

様式第 1 号（第 2 条関係）

（平 2 0 教委規則 1 ・全改、令 5 教委規則 1 ・一部改正）

様式第 2 号（第 2 条関係）

（平 2 0 教委規則 1 ・全改、令 5 教委規則 1 ・一部改正）

様式第 3 号（第 3 条関係）

（平 2 0 教委規則 1 ・全改、令 5 教委規則 1 ・一部改正）

様式第 4 号（第 6 条関係）

（令 5 教委規則 1 ・一部改正）

様式第 5 号（第 9 条関係）

（令 5 教委規則 1 ・一部改正）

様式第 6 号（第 1 4 条関係）

（平 1 8 教委規則 2 0 ・追加、令 5 教委規則 1 ・一部改正）